

特定復興再生拠点区域外の避難指示解除について、地元自治体の意見と取組を最大限に尊重し、丁寧に協議を進めるとともに、避難指示解除のための具体的な方針を早急に示し、地元の実情を考慮した帰還困難区域の復興・再生を求める意見書

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う帰還困難区域における特定復興再生拠点区域外の避難指示解除について、これまでも当県をはじめ、地元自治体等からも国へ対し、避難指示解除の方針の明示を求めてきたところであるが、国は、6月、帰還困難区域の特定復興再生拠点区域外の避難指示解除について、地元の意見、要望を聞きながら、避難指示解除要件の見直しも含め検討していくことを明らかにした。

帰還困難区域を抱える6町村については、特定復興再生拠点区域外の除染などについての考え方が異なり、また、それぞれに個別の地域事情を抱えている。新たな枠組みにより、避難指示解除の要件の選択肢が増え、復興に向けての議論が進むことは評価される一方で、帰還を諦めていない住民のためにも、除染を前提とした避難指示解除を強く求める声も多く上がっている。帰還困難区域全体の復興・再生は、国、県及び関係自治体が強く連携し、軌を一にして進めていく必要があることから、慎重かつ丁寧な議論及び対応が肝要である。

よって、国においては、特定復興再生拠点区域外の避難指示解除について、地元自治体の意見と取組を最大限に尊重し、丁寧に協議を進めるとともに、避難指示解除のための具体的な方針を早急に示し、地元の実情を考慮した帰還困難区域の復興・再生を進めるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年7月8日

衆	議	院	議	長	
参	議	院	議	長	
内	閣	総	理	大	臣
経	済	産	業	大	臣
環	境		大	臣	宛て
復	興		大	臣	

福島県議会議長 太田光秋